

泉官衙遺跡第30次調査

南相馬市教育委員会 藤木 海

1. はじめに

泉官衙遺跡では現在、史跡整備事業に取り組んでいる。整備基本計画では、郡庁院の建物復元を整備の中核と定めており、第30次調査は、復元に必要なデータを得るために実施した。復元対象遺構の候補となるのは、郡庁院の遺構期区分におけるII-a期(第5図参照)の西・東・南辺殿(註1)および屏であり、それらの遺構を検出できるように3箇所に調査区を設定した(A・B・C区)(第1図)。以下、整理途上の速報とお断りしたうえで、復元対象以外の建物も含めて、検出された主な遺構について概観する。

2. 検出された遺構

(1) A区(第2図)

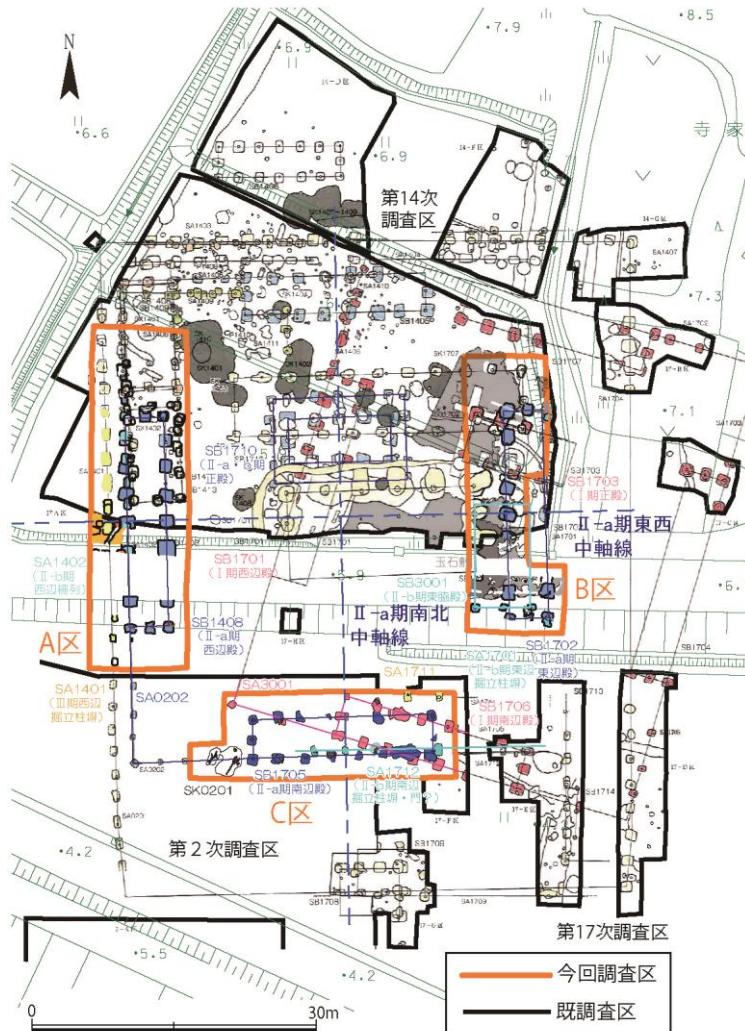
SB1408(II-a期西辺殿)

既調査部で北側4間分が確認

されていたが、今回の調査で南北8間(総長22.2m)×東西2間(2.1m等間、総長4.2m)と判明した。桁行総長は約74尺となるが、その場合の柱間は8間分を均等割りすると9.25尺となり完数尺とならない。旧地表で柱穴を検出した東側柱列北第2柱では柱穴の深さ1.08m、同南第2柱では1.05mを測り、根入れの深さを把握できた。断ち割った柱穴で底面の標高を比較した結果、南に位置する柱穴ほど標高が低くなり、南へ下がる地形の傾斜と対応することから、造成を行わずに傾斜地にそのまま建物を建てていることが判明した。

SA1408(II-a期西辺掘立柱屏)

SB1408の北西隅柱に取り付く掘立柱屏である。後出の建物に切られ柱位置が判然としない柱穴が多いが、柱間は多くが2.7m(9尺)ないし2.4m(8尺)と推定されるのに対し、SB1408



第1図 郡庁院遺構配置図

との取り付き部のみ 1.8m と狭い。柱痕跡や柱の当たりから、柱の太さは直径 25 cm ほど、根入れは最大で 75 cm である。

SA1402(Ⅱ-b 期西辺掘立柱塀)

Ⅱ-b 期の西辺掘立柱塀で、柱間 2.4m (8 尺) 等間とされているが、SB1408 の東西中軸線 (平側の中央柱) から南 1 間分だけが柱間が 2.7m と広くとられ、この部分に西辺の入口があった可能性が高い。

整地層・西辺入口に関連する柱穴

上述した SA1402 の西辺入口ちかく、同塀跡や SB1408 の西側に接して、黄褐色砂質シルトのブロックが多く混入する暗褐色砂質シルトを主体とする整地層を検出した。調査区南部を東西に横断する市道の南側法面にかかった断面を観察すると、西から東へ向かって上がる自然地形に対し、高低差を埋めるように西が厚く東が薄く堆積している。

このことから整地の目的は、郡庁域の西辺を境に以西が下がる自然地形の高低差を埋めて、区画内外への出入りをスムーズにするためであったと考えられる。整地層はⅡ期の SB1408・SA1402 を覆い、Ⅲ期の西辺掘立柱塀 SA1401 はこの整地層の上面で検出できることから、Ⅱ期以降Ⅲ期以前の間に形成されたものと考えられる。また SA1401 以外に、この整地層の上面を掘り込む柱穴数基を検出し、仮に SB3002 とした。Ⅲ期における門など入口に関連する建物の可能性が考えられる。



第2図 A区遺構実測図

(2) B区(第3図)
SB1702(II-a 期東
辺殿)

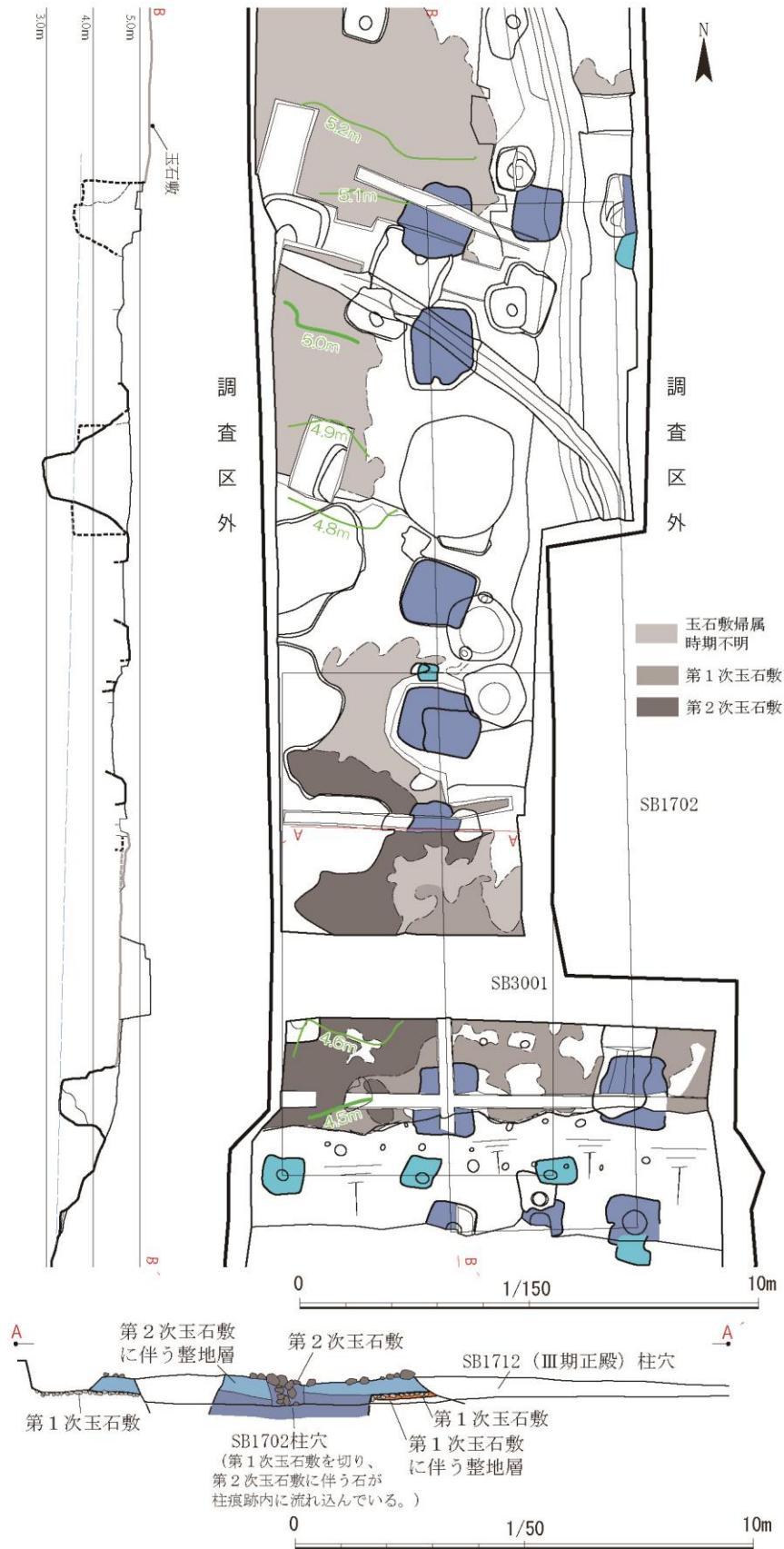
南北8間×東西2間の建物で、柱は抜き取られているが、正殿を中心と左右対称の位置関係にあることから、西辺殿SB1408と同規模の建物と想定できる。傾斜地にそのまま建てられたと考えられる点も、西辺殿と同様である。

SB3001(II-b 期東
脇殿)

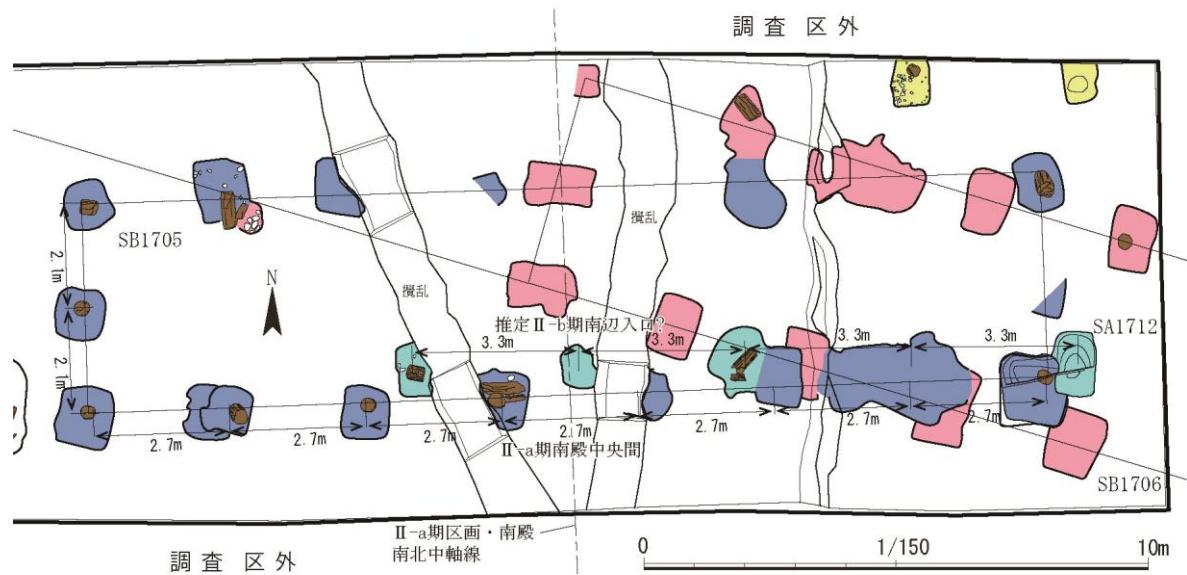
SB1702と重複する位置に3.0m(約10尺)等間で東西にならぶ柱穴3基を確認した。調査区の制约があるが、この3基を南妻と想定すると、対する北妻の中柱と見られる柱穴も確認でき、南北4間(2.7m等間、総長10.8m)×東西2間(3.0m等間、総長6.0m)の側柱建物に復元できる。

玉石敷

郡庁院の敷地を川原石で舗装したもので、今回の調査区内



第3図 B区構実測図



第4図 C区遺構実測図

で土層断面を検討した結果、SB1702 の柱掘方を覆い、その柱痕跡内に玉石が落ち込んでいることから同建物より新しい時期に形成された上層の玉石敷と、SB1702 の柱掘方に切られる下層の玉石敷に分かれることが判明した（以下、前者を第2次玉石敷、後者を第1次玉石敷とする）。第1次玉石敷は、径 3 cm以下の川原石を密に敷いている点、下層に黄褐色土による厚さ 3 cm内外の薄い整地層を伴う点が特徴である。第2次玉石敷は、小さいものでも径 3 cm以上、大きいものでは径 12 cmの比較的大きい川原石で構成される点に特徴がある。第2次玉石敷がおもに SB1702 の西側（前庭側）に広がるのに対し、第1次玉石敷はそれだけでなく、SB1702 の建物内から東外側（II期の区画外）にかけて広がっている。その分布範囲や重複関係などから、第1次玉石敷は I 期に、第2次玉石敷は SB1702 と同じ II-a 期に伴う可能性が高い。

（3）C区（第4図）

SB1705（II-a 期南辺殿）

東西 7 間（2.7m等間、総長 18.9m）×南北 2 間（2.1m等間、総長 4.2m）で、9 個の柱穴で柱根が遺存していた。柱の太さは 27 cm～30 cmで、木取りを確認できるものでは、南側柱列西第4柱のみ芯持ち材、他は四つ割り材である。この南側柱列西第4柱の柱穴は平側の中央間にあたる柱穴で、ほかの柱穴と深さに違いはないが、柱根の下や根回りを割り材で固める工法が用いられている。

なお、西妻中央柱の掘方埋土より木簡の削り屑が 2 点出土した（写真）。このため、掘削した掘方埋土はすべて回収して水洗選別を行ったが、これ以外には検出できなかった。

SB1706（I 期南辺殿）

主軸方位が東に振れる I 期の南辺殿で、今回の調査で西側 4 間分を確認した。第 17 次調査で東側を確認しており、規模は SB1705 と同じである。

SA1712（II-b 期南辺掘立柱塙）

II-b 期の南辺を区画する塙跡で、調査区内で 3.3m（約 11 尺）の間隔で 3 基の柱穴が並び、

その東側 6.6mの位置で、さらに 1 基の柱穴を確認していることから、本堀跡は 3.3m等間と考えられる。II-b 期の区画掘立柱堀の柱間は、北・西辺では 2.4mであり、南辺だけ柱間が広い。

3.まとめ

課題としていた郡庁院を構成する II-a 期の南辺殿・西辺殿・東辺殿について、平面形式や規模、柱の太さや根入れの深さなど、上部構造を復元するための知見を得ることができた。

加えて、これまでの郡庁院の変遷観について、いくつかの新知見が得られたため、最後にまとめておく（第 5 図）。

玉石敷の帰属時期

これまで II 期に伴うとみていた玉石敷は、今回、検出した部分で建物との層位関係から 2 時期に分かれ、その分布範囲から第 1 次玉石敷が I 期に、第 2 次玉石敷が II 期に対応する可能性が高い。したがって、郡庁院は I 期段階から玉石敷を伴っていたと考えられる。

西辺入口

既調査部で確認されている北辺掘立柱堀 SA1404 は柱間 2.4m等間で、北辺中央の柱間が 4.5mと広くとられていることから、この部分に入口（棟門）が設けられていたことが判明している。その位置は、前段階の II-a 期北辺殿（SB1405）の中央間と一致することから、II-a 期の北辺殿においては中央間が馬道がとされており、それが II-b 期に踏襲されて、この位置に北辺入口が設けられたと考えられる。なお、この位置は、III 期区画の北辺（SA1403）もこれを踏襲し、同様に入口が設けられたことが分かっている。

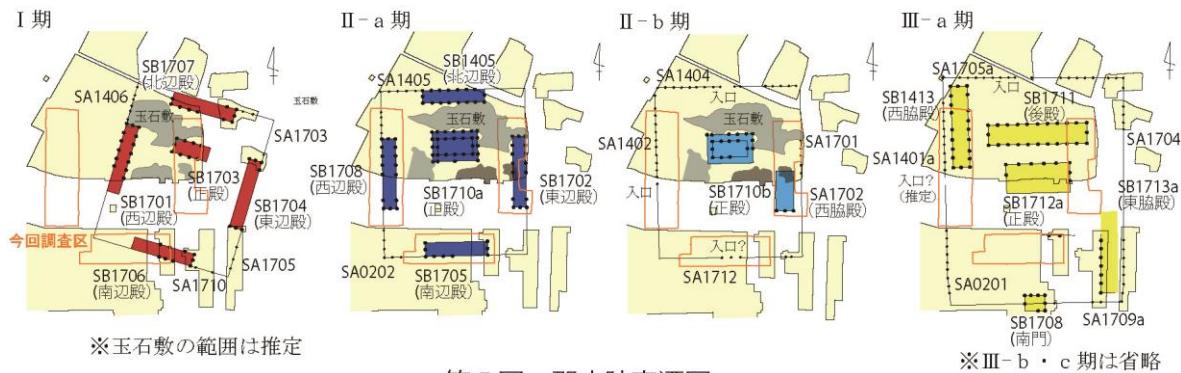
今回、II-b 期の西辺掘立柱堀 SA1402 の柱間が 1 箇所だけ広くとられていることがわかり、やはり入口の存在が想定される。その位置は、II-a 期の西辺区画の中央に取り付く西辺殿 SB1408 の東西中軸線（＝平側の中央柱）から南 1 間の柱間にあたる。したがって、北辺殿と同様、西脇殿も中軸線に絡む柱間が馬道となる構造に復元できる。

さらに、区画の規模が拡大する III 期においても、この付近が西辺中央の位置にあたり、III 期においても北辺と同様、この付近に入口が設けられていた可能性が高い。この部分で検出された整地層は、西辺入口に関わる造作とみられる。

なお、南辺掘立柱堀 SA1712 についても、今回検出した部分は区画の中央にあたり、やはり入口とされた可能性が高いが、遺構の残存状況が悪く、詳細は不明である。



写真 SB1705 出土、木簡の削り屑



第5図 郡庁院変遷図

II-b期東脇殿

II-b期は、II-a期の正殿や区画の位置を踏襲して建て替えられた時期であるが、これまで、この時期に伴う脇殿は確認されていなかった。しかし今回、B区で確認されたSB3001は、その位置関係からII-a期の東辺殿を踏襲したII-b期東脇殿と考えられる。そして、この建物は、II-a期のような長舎とならず、桁行の短い短舎であること、区画掘立柱塀と連結せず、区画の内側に入ることが判明した（註2）。

なお、対応する西脇殿に相当する建物は確認されていない。当建物跡と左右対称の位置に西脇殿を想定すると、上述したII-b期西辺掘立柱塀SA1402の入口を塞ぐような配置となるため、西脇殿は省略され、II-b期は略品字形の配置であった可能性がある。また、III期西脇殿SB1413の南妻は、入口の存在が想定される部分よりやや北に位置し、この部分を避けるような配置となっている。

以上、今回の調査で得られた所見を踏まえ、今後、上部構造の復元に取り組むこととしたい。

註

註1 以下、海野 2017 に従い、遮蔽施設が別にあり、独立しているものを脇殿、囲繞施設に取り付くもの、もしくはそれ自体が囲繞施設となるものを辺殿として区別する。

註2 報告者は、こうした郡庁院の変遷観を、陸奥国府である郡山官衙遺跡から多賀城への変遷と連動した変化とみている（藤木 2017）。

参考文献

- 海野 聰 2017 「遺構からみた郡庁の建築的特徴と空間的特質」『第20回 古代官衙・集落研究会報告書 郡庁院の空間構成』奈良文化財研究所研究報告 第19冊 独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所
- 南相馬市教育委員会 2007 『泉廃寺跡—陸奥国行方郡家の調査報告—』南相馬市埋蔵文化財報告第6集
- 藤木 海 2017 「東北の郡庁の空間構成」『第20回 古代官衙・集落研究会報告書 郡庁院の空間構成』奈良文化財研究所研究報告 第19冊 独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所